

平成20年 第1回
さつま町議会会議録

平成20年2月20日 開会

さつま町議会

平成20年第1回さつま町議会臨時会審議結果

平成20年2月20日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議 案 1	さつま町営住宅等条例の一部改正について	H20. 02. 20	H20. 02. 20	原案可決	—
2	18災1697号平江線道路災害復旧 工事18－1工区請負契約の一部変更 について	H20. 02. 20	H20. 02. 20	可決	—
3	18災1697号平江線道路災害復旧 工事18－2工区請負契約の一部変更 について	H20. 02. 20	H20. 02. 20	可決	—
4	平成19年度さつま町一般会計補正予 算（第5号）	H20. 02. 20	H20. 02. 20	原案可決	—
5	平成19年度さつま町国民健康保険事 業特別会計補正予算（第2号）	H20. 02. 20	H20. 02. 20	原案可決	—
6	平成19年度さつま町水道事業会計補 正予算（第2号）	H20. 02. 20	H20. 02. 20	原案可決	—
7	平成19年度さつま町簡易水道事業会 計補正予算(第2号)	H20. 02. 20	H20. 02. 20	原案可決	—

平成20年第1回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成20年2月20日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（28名）

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主幹	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長（総務）	宮 之 脇 尚 美 君	建 設 課 長	脇 黒 丸 猛 君
副町長（経済）	山 下 彦 志 君	水 道 課 長	岩 切 秀 久 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
鶴田経済課長	上大迫 盛光 君	消 防 長	田 上 泉 君
商工観光課長	橋 之 口 幸 男 君	町 民 課 長	愛 甲 洋 文 君
健康増進課長	楠 木 園 建 雄 君	福 祉 課 長	日 高 昭 治 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
すこやか長寿課長	小 椎 八 重 廣 樹 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 18 災 1697 号平江線道路災害復旧工事 18－1 工区請負契約の一部
変更について
- 第 5 議案第 3 号 18 災 1697 号平江線道路災害復旧工事 18－2 工区請負契約の一部
変更について
- 第 6 議案第 4 号 平成 19 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 議案第 5 号 平成 19 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 6 号 平成 19 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 7 号 平成 19 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成20年第1回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番、宮之脇金次郎議員及び13番、柏木幸平議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

△日程第3 「議案第1号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「議案第1号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、「議案第1号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」でございます。

これは、宮之城東谷団地が完成したことと、虎居馬場団地の用途を廃止しようとするものでございます。内容につきましては、建設課長のほうから説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第1号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第1号について質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

東谷団地が30戸が8戸できて38戸、虎居馬場が廃止になるわけですがけれども、現在の町営住宅の入居状況ですね。その辺と、それから政策空き屋的なものがどれくらいあるのか。

それから、家賃の収納状況がどのようになっているのか。それと今後の結局、修繕というか改修というか、その辺の計画等について大筋のことをお伺いしておきたいというふうに思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

まず1点目の町営住宅の空き屋状況でございますが、52団地あるわけですが、そのうち政策空き屋が5団地の9戸でございます。それと、空き屋が17団地の29戸でございます、これにつきましては、3月、東谷団地と一緒に募集をかけたいということで考えております。

それから、家賃の未収関係でございますが、12月末現在の納期までで過年度、それから現年度をあわせまして約482万円ほどの未収がございます。これにつきましても、年度末を控えている関係で、今後戸別訪問をしながら徴収に努めてまいりたいということで考えております。

それから、修繕の関係でございますが、来年度、岩之上団地の浄化槽の関係と、それから上向団地の外壁の修繕工事をいたしたいということで考えております。

○麥田 博稔議員

政策的な空き屋が9戸、それから完全に空いているのが29戸、この辺はまた3月に新しいのと一緒に入居を進めると。政策空き屋的なものはもうできませんけれども。

それから、やっぱり問題はこの家賃の収納状況だと思うんですね。今後また年度末に向けて収納に努力するということです、その辺はぜひ収納率を少しでも上げるように努力をしていただきたいと要請をしておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。お諮りします。ただいまの「議案第1号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第1号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 「議案第2号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-1工区請負契約の一部変更について」、
日程第5 「議案第3号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-2工区請負契約の一部変更について」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「議案第2号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-1工区請負契約の一部変更について」及び日程第5「議案第3号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-2工区請負契約の一部変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第2号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-1工区請負契約の一部変更について」及び「議案第3号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-2工区請負契約の一部変更について」であります。

この議案2件につきましては、それぞれ請負契約金額を減じようとするものでございます。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

「議案第2号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-1工区請負契約の一部変更について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それから、議案第3号であります、「18災1697号平江線道路災害復旧工事18-2工区請負契約の一部変更について」でございますが。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第2号及び議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号及び議案第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。まず、議案第2号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。お諮りします。「議案第2号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-1工区請負契約の一部変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第2号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-1工区請負契約の一部変更について」は、可決されました。

○議長（濱田 等議員）

次は、議案第3号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。お諮りします。「議案第3号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-2工区請負契約の一部変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第3号 18災1697号平江線道路災害復旧工事18-2工区請負契約の一部変更について」は、可決されました。

△日程第6 「議案第4号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第7 「議案第5号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8 「議案第6号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第9 「議案第7号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第6「議案第4号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」から日程第9「議案第7号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案4件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それではまず、「議案第4号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。今回の補正は、減債基金費に要する経費及び財政調整基金費、公債費、諸費

並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,631万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億2万8,000円とするものであります。

次に、「議案第5号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。今回の補正は、総務費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,505万9,000円とするものであります。

次に、「議案第6号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。今回の補正は、収益的支出及び資本的収入並びに支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において37万円を減額し、収益的支出の総額を1億3,732万7,000円とし、資本的収入において4,810万円を追加し、資本的収入の総額を5,145万4,000円とし、資本的支出において4,977万1,000円を追加し、資本的支出の総額を1億74万4,000円とするものであります。

次に、「議案第7号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。今回の補正は、収益的支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出においては413万7,000円を減額し、収益的支出の総額を2億5,528万2,000円に、資本的収入において6,880万円を追加し、資本的収入の総額を1億3,160万8,000円に、そして資本的支出において7,448万1,000円を追加し、資本的支出の総額を2億4,820万7,000円とするものであります。

以上、議案4件につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長(二階堂 清一君)

「議案第4号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第5号)」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長(楠木園 建雄君)

「議案第5号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長(岩切 秀久君)

それでは、「議案第6号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長(岩切 秀久君)

次に、議案第7号でございます。「平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長(濱田 等議員)

お諮りします。ただいま議題となっています議案4件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号から議案第7号までの議案4件については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、議案第4号について質疑はありませんか。新屋敷議員。

○新屋敷 浩議員

今朝ほど申し入れておきましたけれども、本日は県の監査総会のためにこれより退席させていただきます。

〔新屋敷 浩議員 退席〕

○議長（濱田 等議員）

平田議員。

○平田 昇議員

一般会計の19ページです。老人福祉の後期高齢者医療関連システム改修業務の委託料、234万2,000円の内容をもう少し説明願いたいと思います。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

後期高齢者医療関連システムの改修業務でございますけれども、これにつきましては後期高齢者医療制度では新たに保険料を負担することとなる被用者保険、健康保険等の被扶養者の保険料負担については、制度加入時から2年間は経過措置を講ずることとされております。

これは、2年間は半額とするということにされておりましたけれども、これが先ほど言いましたように政策合意によりまして、さらに後期高齢者医療制度を円滑に施行するために激変緩和措置をするんだということで、20年4月から9月までの6カ月間は、これを凍結すると。ですから、保険料はいただかない。

それから、10月から21年3月までの6カ月間は、9割軽減をします。ですから、10割をもらうというふうになりましたことから、どうしてもシステムを改修しなければならないということで、委託を234万2,000円計上したということでございます。

○平田 昇議員

当初、町内に関係チラシ、この新医療制度に関する解説をするチラシが配付されてから、少数の該当する75歳以上の方から多くの意見が不安の声が出されているわけです。

「75歳で線引きとは何事か」と、なぜかと。「75歳以上はもういないから早く死ねということか」という声まで出てきてます。わずかな年金だけの生活で天引きということになるが、そして扶養親族まで天引きとされると。一体どうなるのかという不安の声です。

少数の人とはいえ対象の皆さんは、この制度について十分理解されているとお考えかどうか、どうでしょうか。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

後期高齢者医療制度につきましては新たな制度でございますので、またそして、この制度が鹿児島県内を一つとした広域連合で運営をされるということもあると。

そういう中で、私どもとしまして、できるだけ住民の皆さん方に情報を提供しながら、理解をしていただく努力をしなければならないということで考えておりまして、今まで広報を通じたり、あるいはチラシをお配りしたりし、また、広域連合のほうでも県内を全て回って住民の皆さん方に周知広報するというのは、広域連合の人員体制からも無理があるということで、町村のほうにもお願いされたということもございまして、いろいろと今までやってき

たところでございます。

広域連合でもテレビコマーシャル、あるいはスポット等を通じて周知はしてるという状況でございますので、県内におきましても集落に出向いて説明会をしているところもあるようでございますけれども、私どものところにおきましては、この立ち上げに当たりまして専門の係等も設けてなかったというようなこともございまして、そういった人的余裕もございませんでしたので、今申し上げましたように広報等を通じ、あるいはリーフレット、パンフレット等で住民の皆さん方に周知をしてご理解をいただいていると、こういう状況でございます。

○平田 昇議員

広域連合は、県、そして市町村とは全く別な自治団体になるわけですね。そこに市町村の権限が及ばないという考えなのかどうか。そういうことであってはならないと思うんですよ。

自分達の町民が思い悩んでいる。この不安を解消するための努力は、町であっても取り組むべきだと、私は思っておりますがどうでしょうか。

介護保険制度が始まる時点においては、旧宮之城時代には地区に入って説明会等を開いて、制度の内容等十分理解を求めて協力依頼した経緯もあります。後期高齢者医療事業については、このような努力は必要ないかとお尋ねしたいわけですがどうですか。説明会、検討されませんか。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

これは、県内を一つにした広域連合で運営をされるということから、市町村でそういった啓発活動等する必要はないかということにつきましては、私どもとしましては住民の皆さん方には、こういった不安がないようにしていくということは十分考えているところでございますので、広報等を通じた住民の皆さん方への周知の方法としましては、県内の市町村の中では回数としては多いということで情報は得ております。

ですから、可能な限りの周知をしたということでは考えております。

それから、介護保険の時には準備室というのができて、そしてそこに専任の職員を配置して進められたということでございましたけれども、今回の後期高齢者医療につきましては、そういった組織体制の整備もしてなかったということも含めまして、老人保健の担当をしております係員が一人の中で私どもと一緒に進めたということで、人的対応も十分でなかったということも含めて、現在まで説明会等は実施していないという状況でございます。

そういう中で、大口市等につきましては、説明会をしたということが新聞報道もなされておりますけれども、大口市につきましては準備室を設置をしてあったというようなことで、そうした説明会もなされたようであります。

今後について説明をすることはないかということでございますけれども、現段階におきましては、先般のチラシ等で御理解をいただいているということで、特段また説明会をするというような計画は今のところいたしておりません。（「議長。大事なところなんですけれども」と発言する者あり）

○議長（濱田 等議員）

それじゃ、許可をします。平田議員。

○平田 昇議員

そもそも介護保険制度の導入は何であったかと言えば、老人医療の膨張が医療制度に与える影響が大きいから、そして介護保険制度を導入した。しかし、それでもうまくいかないから今度は、75歳以上の後期高齢者の制度を入れようと、こういう経緯なんですよ。

これは、明らかにこういうやり方は切り捨てだ。75歳以上の者に対する線引きではない

かという思いが湧いてくるわけです。

それをなんとか、「皆さん事実はこちらです。こうやりますから一つ協力してください、御理解ください」という努力は、どうしても必要じゃないかと思いますが、必要でないとお考えですか。町長、どうですか。

○町長（井上 章三君）

新しい制度が始まって当初というのはなかなか理解が進まないという点もございますし、今住民の不安というお話もいただきましたので、また町としての対応については、検討させていただきたいと思います。（「了解」と発言する者あり）

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

課長、関連なんですけど、この後期高齢者医療、今先ほど話が出てますように75歳以上ということなんですけど、当然ここでいう関連システムの改修というのが出ておりますから、町内でそういう該当者が幾らぐらいいらっしゃるのか、把握されておったら。

それと、県から、県からということですけど、新聞広報だったと思うんですけど、保険料が6,800円というある程度の値段が出ておりましたが、もう2月ですけれども、そこあたりのところは、もうちょっと詳しく判っておればお示し願いたいと思います。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

70から74歳の方で、2割の分が1割に軽減される対象になる方が、1月末現在で1,583人の対象者がおられるということで現在では把握をいたしております。

しかし、今後実際4月1日の時点になりますと、少し異動があるのかなというふうには思っているところでございます。

それから、保険料の関係でございますけれども、後期高齢者の保険料につきましては、応能応益割というふうにされておまして、均等割が4万5,900円。それから、所得割が8.63割というような率で計算をされております。

そして、一人当たり年間の平均保険料が7万4,026円ということで、全国平均の後期高齢者の広域連合の保険料としましては、全国で28位というような保険料になっているところでございます。

これには7割、5割、2割の軽減がございますので、軽減後の保険料でいきますと、鹿児島県の広域連合は5万4,292円という額が年額の保険料額になってくるということだそうでございます。そうしますと、この額でいきますと全国では39位の保険料負担になるということでございます。

本町の被保険者は、5,729人ということで現在把握をいたしております。その内に、7割軽減者が3,609人、6.3割が7割軽減と。そして、5割軽減が211人で3.7割、2割軽減が329人で5.7割。それから、5割軽減の扶養者が412人おられるということで、5,729人の内に軽減措置の適用が受けられる方が4,561人ということで、79.6割の方が軽減措置の対象になるというようなことになっているようでございます。

○川口 憲男議員

先ほど平田議員からもありましたように、年金生活の中でこういうまた後期高齢者医療の保険を支払っていかなくやらないと。そこで、地域を回っての説明等がなされてるかということがありましたけれども、この5,729人、この方々への個別的な説明とか、いろんな処置はとられるべきであってですね、やはり私は7割軽減なのか、5割軽減なのかという不安

のある方が多いんですよ。

その中で、ほとんどの方々が年金生活。人のことを言えない、我々も何年かすつときには、その道にいかなきゃならないところがあるわけです。

そういった中で、やっぱり税徴収ちゅうことを考えると、もう少し説明があってもいいかと思うんですが、そこあたりの考え方。

先ほど申し上げられましたけれども、町長の答弁の中に今後進めていくということだったんですが、もう1カ月しかないわけですから、4月に始まるわけですから。仮に半年ずれて9月に9割だったですか、ということがありますけれども、やっぱり全庁的にこういう部類を早くお知らせすることが、行政としての務めじゃないかと思います。

そこあたりの考え方を再度お聞かせ願いたいと思います。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

保険料につきましては、当然その被保険者の方につきましては、これを負担するというのは、いろいろとこういう時代、また年金から天引きされるということも含めまして負担が大きいことであるわけです。

そういう中で、説明をするべきではないかということでございますけれども、この保険料の算定につきましては、全て広域連合のほうで保険料の算定をいたしている関係がございまして、私どもとしては、個々の保険料が幾らになるかというのは、現段階では把握をいたしておりません。

ですから、広域連合のほうから保険料のそれぞれの個人の額が算定されてきて、そして、賦課については、こちらのほうでやるということになっておりますけれども、数値として把握をいたしておりませんので、これを説明していくというのは、現段階では無理ではないのかなというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。市来議員。

○市来 修議員

一般会計の34ページですが、観音滝の公園管理費として冷蔵庫80万というのが上がっておりますが、ここは指定管理の部分だと思うんですが、確か50万超すときには折半というのが前にも例であるようですが、ここあたりの管理者の負担というのはどうなっておりますか。

○薩摩総合支所長（桑園 憲一君）

34ページの観音滝の備品購入、いわゆる冷蔵庫80万ですが、これにつきましては体験実習館、下の今現在、山海市場と通称言ってるわけですが、そこにございます冷蔵庫が業務用の大型冷蔵庫なんですけど使用不能となったということで、新たに購入しようとするものでございます。

経過的には、平成5年に購入しておりまして、大体15年もう経過いたしております。そういうことで、同等の業務用大型冷蔵庫を購入して、今後夏場に向けての使用ができるようにしたいと考えているところでございます。

また、冷蔵庫購入につきましては、指定管理者の業者との契約の中では、20万以上につきましては町のほうでみるということであつておるところでございます。

○市来 修議員

20万以上、というのはですね。観音滝の場合、そういうふうにあつてあつて、別なところの指定管理は折半でやっておるところがあるんですが、そこあたりの食い違いというのは、どうしてそういうふうな条文になっておるんでしょうか。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

これにつきましては、先般議会でもいろいろ御指摘をいただいたところでございます。現在内部でもそれぞれの指定管理者、あるいは施設によってそういう負担の内容というのが違うようであります。

やはり、その指定管理者が十分収益を得ながら運営ができるところ、あるいはその収益が見込めないところ、あるいは特定の人達しか利用しないところと、いろいろ施設があるんですが、現在内部で整理をいたしております。

やはり、類似施設についてそういう不均衡が生ずるというのは、負担のあり方からしておかしいんじゃないかということで、当然指定管理者のほうでも負担をされる部分と、する必要のないという施設等もあるようございまして、そういう部分を再度整理をさしていただきまして、そこら辺についてはまた統一性を図っていききたいと。

いわゆる公平性を図っていききたいということで、今現在整理中でございますので、もうしばらく時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

○市来 修議員

これから整理するということですからいいんですが、委託管理された業者が儲かってるところは負担をしてもらう。それでまだ軌道に乗らんとところは町が面倒見るというようなやり方なんですが、町自体も非常に財政は厳しいんですね。人の面倒を見てあげるぐらいの財政状況ではないわけですから。まだ町債が217億も残っておるわけですから。

そこあたりも自分の懐も十分考えていただいて、均衡のとれた整理されるように、要望というといけませんから、提案しておきますのでそういうところを整理してください。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。米丸議員。

○米丸 文武議員

私は、22ページの3款、民生費の中で、保育所運営費の1,089万9,000円の減額がございまして。先ほど、説明もあったわけですが、地域子育て支援センター事業費、それから延長保育事業費等の減額がなされております。

実態をもうちょっと詳しく教えていただきたい。対象者が少なくなった、利用者が少なくなったのか、どうなのか。これだけ子ども達が少ないということで一生懸命子育てを支援しながら、地域に子ども達が生まれてくれるようなそういう対策をせないかんときに、こういう減額というのはどういうことだったのか、もう一度詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○福祉課長（日高 昭治君）

22ページの関係、特別保育事業の1,579万3,000円の減額の関係でございまして、委託料の地域子育て支援センター事業769万3,000円、これらにつきましてはクオラと旭のほうで支援センターの受託を受けていたんですが、旭保育所のほうが実施要件に該当をしないというようなことになりまして、その分が減額をされたというようなことございまして。週5日実施、1日5時間という要件に一応該当しなくなったということで、これは20年度には実施に向けて努力をするということになっております。

それから、障害児の関係ですが、当初見積もっていた障害児の入所。恵光と佐志、それぞれ1人見積もっていたんですが、その方が退所されたということで、一応減額となっております。

それから、負担金補助及び交付金の中ですが、保育所地域活動事業でございまして、これは

世代間交流、あるいは異年齢児、小学校低学年受入れというような事業がございます。佐志保育所のほうでこれの事業の取り下げがなされたということ、それとつるだ同朋保育所のほうで基準額の変更がなされたというようなことでの調整になっております。

一時保育でございますが、これについては基準がございまして、延べの人数基準に変更が生じたための減額ということでございます。クオラのほうが、延べ300人から600人未満、これが81万円の基準額でございますが、25人から300人未満の実績になったということで27万円になったということの調整でございます。

それから延長保育でございますが、これにつきましては佐志保育所のほうが取り下げ、それと山崎のほうの実績による減ということで、これは限度額は481万9,000円ほどですが、そこに満たなかった実績減ということでの調整になります。

あと最後にすこやか保育でございますが、これは軽度発達障害を持つ子どもの保育に係る部分でございます。これにつきましては、恵光、クオラ、これを一応予定をしていたんですが、これも対象の児童が退所したと、一人ずつ退所したということで取り消しになっております。

それから、吉祥園のほうで途中入所が6月からございまして、その子どもに係る分が増になったということでの調整になります。

○米丸 文武議員

いろいろと子ども達が少ない中で、それぞれの施設の方々のほうの対応というのが、子どもが対象が少ないからこういうふうに対象にならなかったり、取り下げられたりしているのかどうかということも大変問題な点ではないかと思うんですが。

先ほどのここで大きい特に今、お母さん、お父さん両方とも働くというようなことで、この延長保育というのがあるわけでございますが、佐志で取り下げになったということは、どういう、対象者がいなくなったからこれを取り下げられたのか、その実状はどうなんですか。

それを延長保育を佐志のほうで対象者がいなくなったからこういうふうになったのか。それについてはどうなんでしょう。

○福祉課長（日高 昭治君）

この補助金に則った特別保育といいますか、いろいろ園のほうで自主的になされてる部分は結構たくさんあります。一時保育にしても延長保育にしても。

ただ、補助基準につきましては、延長保育につきましては、平均で週2人以上とか、そういう規定がありまして、そこに平均にその実数が乗ってこないと補助金の該当にならないというような事情等もありまして、先ほどいろいろと取り下げがありましたが、その部分が乗っからないということがありまして、そこは園のほうでまたPRなり努力なりしていただいて自主事業でされている部分、そこは当然保護者から負担をいただいてされている部分もございまして、そういうことで一応園のほうとしては自主的にされてる部分も結構たくさんあると思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

先ほどの財政課長の説明で人件費が1,719万減ですけれども、一番最初の枕の言葉で人件費については、病気休暇等についてという話しがあつたんですが、前、ちょっと新聞等で見ますと合併して、やはり異動があつたりして、うちのまちはどうかは判りませんが、やはり職員に対する非常に仕事に対する圧迫というか、いろんなプレッシャーがかかって、精神的に病んで休暇をするとか、そういう職員が非常に多いというような新聞記事等もあつたんで

すけれども。

実際、病気休暇この辺の事情がどういう事情なのか。それから、結婚して子どもさんを産みながら休暇されて代理の方が入ったり、いろんながあると思うんですが、その辺の人件費のちょっと内訳について、実際自分達のまちは病気休暇についてもどういう事情なのか。

これは個人情報にも関わることがありますので、名前等はいりませんけれども、大きく、そういう。

それと、先ほど言いましたようにとにかく仕事が勤務地が変わったり、いろんなことでプレッシャーをかけて精神的に悩んでるとか、いろんなことでこう考えてる職員の方はいないのか。それから、やはり人を減らすというようなことで肩たたきとか、いろいろありますけれども、その辺でプレッシャーに感じてる方はいないのか、その辺の事情をどのようにとらえられているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの質問でございますが、内容的にはメンタルな部分、それから内臓疾患といったようなことで病休がございます。この財政課長が説明された中では、育児休業の関係も5名ほど入っております。停職者も入っておりますが、そういうことでございます。

特に、メンタル面に関しましては、言われましたように合併後のこと、あるいは行財政改革等も含めて、職員のそうしたメンタル面での対応ということであります。

全体的には管理職、あるいは、前回は管理職を行いました、今回また中間管理職を明日行うことにしております、そうした対応も図っております。

個別的には総務課の秘書人事のほうで対応しながら、もちろん専門の精神、メンタルの先生の指導を仰ぎながら、そうした対応を図っているということでございます。

他町村の状況からしまして、本町においては割と少ないと。ほかの市町村は、やはり大きくなった関係で大変多いというふうに県内の市町村では聞いております。

○麥田 博稔議員

メンタル的な面で、これからやはり仕事も厳しくなるし、財源的にも絞ったりすると非常にそのプレッシャーがかかることが多いと思うんですよ。改革もせんないかんし、それからやっぱり住民との接触の中で補助金も断ち切られると非常に圧迫を受けたり。

ですから、そういうメンタル的なケアというのを非常に大事になってくると。特に、私たちのまちは自殺率が多いとか、いろんなことも言われてますので、やっぱり職員の中からそういうことが出ないように。

それから、きょうは教育関係の予算はないですけれども、先生達も非常にプレッシャーが多くてそういうのが多いというようなことがありますので、やはり行政職というか、その辺の中からそういうことがないように十分配慮してやっていただきたいと、これは要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

5ページの繰越明許費のそれぞれの個所付けと、それに伴う繰明をした正当な理由があると思うんですが、これについて説明をしていただきたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

繰越明許費の関係でございますが、まず道路橋梁費の関係の過疎対策道路整備事業でございますが、用地の買収関係、それがちょっと若干日にちを要した関係で工事のほうも遅れた関係

でございます。これは西手大角線でございます。

それから、地方道路整備臨時交付金事業でございますが、3路線でございます。佐志駅穴川線につきましては、今現在、日特前の橋梁工事を行っているわけですが、その工期が大分かかるといってございまして、完成につきましては2月末、3月末現在をちょっと見てみないと判りませんが、8月ぐらいまでかかるんじゃないかなというふうに気がいたしております。

それから、愛宕下船木線でございますが、これにつきましては入札の執行残による分の追加の工事の分でございます。

それから、観音滝線につきましても、今現在、工事を2工区に分かれて行っているわけですが、工事につきましては5月ぐらいには終わるんじゃないかなという、そういう気がいたしております。

それから、河川費の関係でございますが、統合流域防災事業の東谷川の改修関係でございますが、建物の補償関係がございまして、その補償関係が3月に契約するということございまして、この契約が若干遅れたということございまして、それを繰り越すということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。ちょっと待ってくださいね。日高議員。

○日高 政勝議員

歳入の関係で1点お尋ねしますけれども、8ページの12款の関係ですが、過年度分の保育所受託児童負担金というのが500万、ちょっと金額が過年度分としては大きいんですけども、この辺の内容を教えてくださいというのと、13ページの財政調整基金、それから減債基金。最終補正もこれからあるんでしょうけれども、現在の段階での累計額を教えてくださいと思います。

それから、先ほどもちょっとありましたが、指定管理の問題と施設の改修、あるいはこの関係について、副町長のほうから今検討中だということでございますが、これについては12月議会のときも相当議論がありまして、早めに決断を出すべきだということでありましたので、大体目途をいつ頃この辺の調整をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉課長（日高 昭治君）

8ページの民生費負担金の中の過年度分保育所受託児童負担金532万1,000円の補正でございますが、これにつきましては過年度分の滞納繰越額ということで平成11年度から平成17年度分337万470円、それと18年度分の滞納繰越195万1,180円の分の一応合計額になります。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

ただいまの指定管理の施設の関係の調整の関係でございますが、平成20年度からそういう不均衡が生じている部分については、もう是正をしようということで現在内部で作業を進めていたしております、現在全ての施設について調査をしながらそういう実態を把握をして、そういう振り分けを現在作業をいたしているところでございます。

若干、指定管理者の施設によって金額も変動がございますし、あるいはどうしても特定の施設でほかの人が使わないとか、あるいは不特定多数の方々が使いながら同様の契約があるとか、そういう不均衡もあるようでございますので、そこ辺を含めて今回4月からそういう是正を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○財政課長（二階堂 清一君）

財政調整基金と減債基金の今の見込みであります、財政調整金、今回5,000万円積み

ますと現在高が9億9,543万6,000円というふうに見込んでおります。それから減債基金であります、今回の補正額を含めると1億2,095万2,000円というふうに計画しております。

○日高 政勝議員

先ほどの分担金の保育料の関係ですけれども、かなりの額が一挙に平成11年度から平成18年度分が入ってきたと。特別にそういう徴収について努力をされた結果ということで理解をしいいんですか。

○福祉課長（日高 昭治君）

ただいまのこの金額につきましては、当初で予算計上をいたして、すいません。

この532万1,000円につきましては、当初予算で滞納繰越につきましては計上いたしておりませんで、出納整理が終わった段階で18年度滞納が確定したあと、今回保育所の関係の補正を組んだということで、一応今回計上をさしていただいたところであります。

2月15日現在におきましては、大体400万程度に減額、徴収後の努力をしたあと一応減額になったということの状況であります。

○議長（濱田 等議員）

平田議員は総体的なことですか。それとも個々の。（「総括的なことをお尋ねしたいわけですか」と発言する者あり）

総括的なこと。ぜひこの際聞かれますか、この際ぜひ聞きたいわけですか。（「ききたいです。はい」と発言する者あり）

それじゃ、簡単にやって下さい。特別に発言を許します。

○平田 昇議員

平成19年度一般会計補正予算の4ページ歳出、公債費に関連することで財政課長にお聞きしたいと思うわけです。19年度当初予算の審議の段階で、当年度の起債は15億円以内に抑えたいという目標を示された。12月定例議会の段階では、これが15億円を1,270万超えているようでございます。私は、立派な結果だと受け取ります。

そこで課とされては、先ほども出ましたが財調、減債基金等を勘案して、どのような評価を下されているか、これを質したいわけですか。19年度の財政運営をどう振り返っておられるか。これを、財政課長でいいです。お聞きしたいわけですか。

○財政課長（二階堂 清一君）

地方債額の話ではありますが、確かに12月現在では15億1,270万円ということで、19年度の借入額を想定しております。これに実際は、18年から19年に送った明繰分が2億円ぐらいありますし、今回補正予算で提案しておりますが、19年から20年に送る分が一応1億1,000万ぐらいあります。

ですから、相殺しますと15億9,900万円ぐらいの借り入れということになりますが、この中には19年の災害の補助を増高がない形で見込んでおります。その分が補助率増高になれば、大幅に減少していくという考えを持っておりまして、18年から19年に送った明繰分については、別立てで借らないといけないうかなというふうにも考えておりましたが、そこ辺を相殺しますと大体15億円に近い数字で、19年度の起債借入額は落ち着いていくのではないかとというふうに考えております。

ただ、今ありましたように財政再建といいますか、財政再建の重点項目ということを公債費、人件費、施設の管理費ということで掲げておりますが、どうしてもこの財政調整基金が目減りをしていくと、ここにどうしても歯止めがかからないというのが一つの悩みでありまして、

これも２０年度当初予算を含めて、なんとか歯止め策を講じていきたいという気持ちを持っております。（「議長、もう１点」と発言する者あり）

○議長（濱田 等議員）

はい。（「よろしいですか」と発言する者あり）

は、いや（「あのですね」と発言する者あり）

はい、あのまだたくさんですか。（「少しです。あの、年度末まで残り４０日、そして予算も調整の段階に入ったから、これぐらいは質させていただきたいというのが気持ちなんです。よろしいですか」と発言する者あり）

はいそいじゃ、平田議員。

○平田 昇議員

１９年度の財政運営上の重点とすべき人件費、維持管理費、公債費の圧縮には、町内の理解による協働が絶対条件との見解に立って、その前提となる町の台所事情の説明を町内各所で担当課は展開されました。立派な取り組みでした。

本日の臨時議会では、来年度の予算編成の作業の進み具合、そしてその内容を問い質す場ではありませんが、２０年度の借金はここまで抑えるべし、予算総額は、そしてその骨格はかくあるべしとする、町の財政をあずかる課としての熱き思い、２０年度の財政運営はかくあるべしとする基本的な考えをお聞きしたいわけでございます。財政課長、よろしくお願いします。

○財政課長（二階堂 清一君）

２０年度当初予算の概要の話になっていきますが、２０年度当初予算規模を大体１２９億円程度というふうに見込んでおります。１９年度当初予算の規模が１３６億円でしたので、７億円ぐらい圧縮した形での当初予算ということを考えております。

今ありましたように、財政再建の重点項目というのを私たちは、公債費、人件費、施設の管理費を掲げておりますが、公債費につきましては、２０年度が１９年度に比較しまして、約８，０００万円少なくなるという想定をいたしております。１５億円の枠をはめておりますので、２１年度はさらに減少していくというふうに思っております。

人件費につきましても、１９年より５，８００万円減少しております。義務的経費で１億３，８００万ぐらい、２０年当初は減少していくというふうに思っております。

歳入面では、道路特定財源、それから地方交付税の動向など、非常に例年にも増して不透明な部分があるわけでありますが、交付税を大体８６０万円伸ばすという考えでおりますし、財政調整基金につきましては、約５億円の繰入れを計画しております。１９年度が６億８，０００万でしたので、５億円台に抑えられたということは、大きな成果ではないかというふうに考えております。

２０年度の起債借入枠の話ではありますが、当初予算で１３億６００万円ほどを見込んでおります。

財政再建にかかる考えといいますか、の話になっていきますが、時代が変わったことを再認識したいと思っております。旧態以前とした形で予算編成をする。その結果、累積債務がどんどん膨れていくというのが許されない時代になったというふうに考えております。

ですから、再生再建の道のりは非常に長いですが、その扉を少し開けたに過ぎないわけですが、必ず財政再建は成し遂げたいというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第5号について質疑はありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

先ほどのシステムの費用について、課長のほうから説明で、国のほうで手当をする予定であるけれども現段階ではどうなるか判らんというのは、ちょっとこっちとしても判りにくい説明だったんですが。

これは、手当は当然後ほど国がされるということで、その支給がいつになるか判らんということなのか。支給そのものも、国の手当も当てにならんというような説明だったのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○健康増進課長（楠木園 建雄君）

この分につきましては、国のほうで手当をするということでございますけれども、それぞれ自治体が必要とした経費を全て補助対象とするということではなくて、標準的にこれぐらいがこれに関わる経費だというようなことを算定して、それで補助金の算定がなされるというようなことになってくると思っておりますので、今回、私どもこの電算システムの導入の形態もいろいろと汎用機であったり、あるいは小さなパソコンでやったりとか、この形態もいろいろと違っておりますので、その経費も当然違っておると思います。

ですから、国がどこら辺で標準的な補助対象経費というのを算定するか。これによって額が違ってくるのではないかと。こういったことから現段階ではここが見えていないということでございます。

390万程度ということでは言いましたけれども、この額が全て補助対応として見られるということではないのではないかとということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。本案の審議も一応中止しておきます。

次は、議案第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。それでは、これまで審議を中止しておきました議案第4号からただいまの議案第7号までの議案4件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから順番に討論、採決を行います。まず、議案第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。お諮りします。「議案第4号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第4号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

次は、議案第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。お諮りします。「議案第5号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第5号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

次は、議案第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。お諮りします。「議案第6号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第6号 平成19年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

次は、議案第7号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。お諮りします。「議案第7号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第7号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成20年第1回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 宮之脇 金次郎

さつま町議会議員 柏 木 幸 平